平成20年度新宿区外部評価委員会第3部会第2回会議要旨

<出席者>

外部評価委員(5名)

名和田部会長(副会長)、川俣委員、中原委員、鍋島委員、山下委員 事務局(3名)

木内行政管理課長、関原行政管理主査、担当1名

<場所>

区立消費生活センター

< 開会 >

1ヒアリング項目の整理について

【部会長】

会議を始めたいと思います。今日はヒアリング項目の整理を行います。

今日、この部会で検討することはおおむね3つあります。1つは評価対象施策の確定で、大体絞られているんですけれども、確認をしたいということと、それからヒアリング項目の整理ですね。どんなことを聞いていくかということです。

それと、最初にまず、平成20年度の内部評価実施結果の報告について、この分厚い報告書をかいつまんで、非常に膨大なんですけれども、要点だけご説明をいただくということにしたいと思います。では、これから始めていいですね。

それでは、最初に、事務局から内部評価の実施結果についてご説明をいただきたいと思います。

【事務局】

それでは、事務局からご説明させていただきます。

事前にお送りさせていただいた内部評価実施結果報告書、本編と別冊の事業評価編と2つ に分かれております。

まず、本編の3ページをお開きください。平成20年度の行政評価ということで今年度の評価の大くくりのところをまずご説明させていただきます。

上から8行目のところからなんですけれども、20年度の内部評価につきましては、「第四次 実施計画」における147実施計画事業と42施策を対象に実施するとともに、21の重点項目の視 点からの評価を行っております。

それで、昨年と違う部分ですけれども、「新宿区基本計画平成10年度から19年度」と「第四次実施計画平成17年度から19年度」の計画期間が終了したため、基本計画の施策のうち大項目について振り返りをするとともに、施策評価、事業評価に当たっては19年度単年度の振り返りだけではなく、3年間のまとめを行うとともに、20年度から始まった第一次実行計画との関係

を明確にしていくように整理してございます。また、さらに区が単独で実施している「補助事業」も評価を行っております。

続きまして、7ページをお開きいただきたいのですけれども、この「評価シートの構成」ということで、一番上にございます「大項目評価シート」、それと一番下にございます「補助事業評価シート」、これが昨年の行政評価になかったもので、先ほどご説明しましたように、10年の振り返りの部分と区の単独の補助事業の部分を新たに評価したということ、この一番上と一番下の部分が今年度新たに加わっているところでございます。

続きまして、8ページ目をお開きいただきたいのですけれども、まず「大項目評価」、これは先ほどもご説明しましたように、10年間の振り返りをまとめたものでございます。具体的な内容につきましては、16ページ以降に個々の評価シートを整理してございますので、ご確認いただければと思います。

また、次の「重点項目評価」でございますけれども、本編63ページにその評価の一覧表と、66ページ以降に個々の重点項目の評価をしたシートがございます。それで、65ページをちょっとお開きいただきたいんですけれども、ここに64ページと65ページで「重点項目評価シートの見方」をお示ししておりますけれども、この中で右のページ、65ページの真ん中に評価という欄がございます。ここの評価の欄に から 、4つの視点、「サービスの負担と担い手」、以下「目的の達成度」という4つの視点に分けて評価してございます。これは昨年の外部評価の中で、4つの視点で評価するという部分を踏まえた形で整理したものでございます。

また、その下の、「今後の取組み、改革の方針」の欄の最後の2行目のなお書きのところでございますけれども、「なお、この項目は総合計画の基本施策、「 - 2 - 、高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供」等に引き続いて取り組んでいます」というような形で、「第一次実行計画」等にどういう形でつながっているかというものを書くような形で整理してございます。それで、8ページにお戻りいただきまして、一番下のところに重点項目の評価の内訳を整理させていただいております。

続きまして、9ページ目の上のところでございますけれども、「施策評価」、これにつきましては、一覧表のほうは本編の109ページのところに全部で43施策の分を一覧表で整理させていただいております。この施策の評価につきましても、ただいまの重点項目と同じように総合評価の欄を4つの視点で書くとともに、「今後の取組み、改革の方針」のところには、今後の実行計画にどう引き継がれているかということを明記するような形で整理させていただいております。9ページのところにお戻りいただきまして、施策評価の評価別の内訳を表として整理させていただいております。

続きまして、その下の「事業評価」でございますけれども、事業評価につきましては、199ページのところに一覧表として整理させていただいております。199から201ページまでになります。これにつきましても、「総合評価」、「改革方針」というところで、次の計画にどう結びついているかということを整理させていただいております。それで、10ページにお戻りいただきまして、ここのところで事業評価の評価別の内訳を整理させていただいております。

続きまして、その下の補助事業の評価ですけれども、これは205ページに補助事業の一覧、

それぞれの評価が入ったものを整理させていただいております。それから、11ページに補助事業評価の評価別の内訳ということで集計したものを用意させていただいております。

11ページの「今後の課題」という部分ので「評価の精度の向上」というところに少し書かせていただいているんですけれども、昨年、外部評価委員会から内部評価の視点や内容など、改善を求められている部分がございます。

それで、見やすい評価ということで検討はしたんですけれども、第1回目の委員会のときに若干ご説明しましたように、今回は第四次実施計画の最終年度の評価でございますので、大きく書式を変更するとかえって従前のものと比較がしづらいだろうということで、先ほどご説明しましたように、総合評価のところに4つの視点を踏まえて書いたり、改革方針のところで今後の第一次実行計画にどう結びついていくかという部分を明記するような形で調整させていただいております。

今年の外部評価を受けまして、来年につきましては今年度から始まる「第一次実行計画」 の評価になりますので、そのときにはもっと改善しまして、より見やすい評価シートにしてま いりたいと思いますので、よろしくお願いします。

具体的に第3部会で、この第1回、第2回で候補として取り上げられている施策の評価でございますけれども、まず158ページをお開きいただきたいと思います。これは施策23「地域ぐるみの防災体制づくり」の部分でございますけれども、この159ページのところで総合評価を4つの視点を踏まえて整理しているわけですけれども、評価としては「B」という評価になっております。

それで、「今後の取組み・改革の方針」としては、「新宿区総合計画の基本施策「 - 3 - 、災害に強い体制づくり」等に引き続いて取り組んでいく」という方向性を出しています。この施策を構成する計画事業につきましては、159ページの下のところにございますけれども、5 つの事業がありまして、「避難所機能の充実」が「A」というもの以外は総合評価でそれぞれ「B」となっています。各事業につきましては、別冊の事業評価編のそれぞれの188ページ、190ページ、192ページ、194ページ、196ページに個別で評価している評価シートが載っています。

まず、188ページ「防災ボランティアの育成」のところですけれども、ここでの評価につきましては189ページの総合評価のところをご覧いただきたいと思います。19年度については、わきにあるアスタリスクのところにあります「B評価」となっておりまして、総合評価3年間の実績でも「B」と評価しております。その内容としては、「防災アドバイザー、避難所情報ボランティア登録の登録者数が安定していることに加えて、専門的な知識を持つ防災サポーターの育成等で有効な役割を担っている」ということで、3年間を踏まえて「B」という評価をしています。

今後ですけれども、改革方針の最後から2行目でございますけれども、「防災ボランティア活動を充実させていくため、経常事業として引き続き実施していく」ということになっております。

部会長、すみません。1つずつ事業をご説明したほうがよろしいでしょうか。ちょっと時間

もかかるんですが。

【部会長】

少し簡略化してください。

【事務局】

それでは、施策の部分だけを中心にご説明させていただきます。

続きまして、本編の170ページをお開きいただきたいんですけれども、「清潔で美しいまちづくり」ということで、施策29で取り上げるテーマで、171ページの総合評価の欄をご覧ください。「B評価」ということになっております。この施策を構成する計画事業につきましては171ページの下にございますけれども、この3事業ということで、それぞれ「B」評価ということになっています。

続きまして、176ページをお開きいただきたいと思います。施策32「商店街の活性化」でございますけれども、177ページのところの総合評価欄をご覧いただきたいんですけれども、「B」という評価になってございます。これを構成する計画事業は下にある1つ、「商店街ステップアップ支援」ということで、これも「B」評価ということになってございます。

続きまして、178ページをお開きください。次のページになります。施策33「魅力ある買物空間づくり」、これにつきましても、179ページの総合評価欄にございますように、「B」評価となっております。施策を構成する計画事業は下にございます2つの事業で、いずれも「B」評価ということになっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。施策34「消費者の自立支援」でございます。181ページの総合評価欄にございますように、この施策も「B」評価となっております。その下にございます施策を構成する計画事業、これは「消費者学習の充実」ということで、これも「B」評価となってございます。

第3部会に関係する施策に関してのそれぞれの評価は以上のようになってございます。

それ以外に今年度附属の資料として、本編の215ページをお開きいただきたいんですけれども、横になっているものでございますけれども、これは「基本計画」が「第一次実施計画」から「第四次実施計画」まで、事業がどう推移していったかということを一覧に整理させていただいてございます。それと、227ページからの、また縦の形に資料を整理してございますけれども、これは10年度から19年度の「実施計画事業」のそれぞれの実績を、「第一次実施計画」から「第四次実施計画」までを整理したものでございます。それと、267ページ。また横になっていますけれども、これは「第四次実施計画」と「第一次実行計画」との対照ということでございます。

今年度の評価結果については以上のような形で整理させていただいておりますので、よろ しくお願いいたします。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、関係するところだけ抜き出すためにはどこを抜き出せばいいかがわかりました。 必ずしも評価シートのところだけではなくて、最初の説明のところももちろんですけれども、 参考資料が本編についていまして、そこも抜き出したほうがよさそうですね。

それから、別冊事業評価編のほうにも対照表がありますね。

まず今ご説明いただきました評価対象施策の確定ですけれども、本編の109ページに施策番号が通し番号でついておりまして、これを見ながら本編の評価シートのほうを開くという感じなんですけれども、前回の部会で、この109ページの施策番号で言って、23、29、32、33、34を抽出しています。これでよろしいですか。施策の中にこれも幾つか事業がありますので、さらに細かくなるわけですけれども、施策の抽出としてはこの中から評価をしていくということでよろしいでしょうか。

それでは、評価対象施策はこの5つとさせていただきたいと思います。

次に、多分これが一番重要なんでしょうけれども、ヒアリングの項目を整理するということ。当日、その場で質問したいことが当然出てくると思うんですけれども、前もって担当課に伝えて、こういうことは特に聞きたいからちゃんと準備してきてほしいということを伝えるために項目を整理したいと思います。これは施策ごとにいきましょう。

まず、施策の23から見たいと思いますけれども、施策23は本編の158ページ。158、159がこの施策の評価シートであり、さらにこれが事業評価編のほうでいくと188から197までずっと続いていますね。この中でどんなことをヒアリングしたいかということについて、ご意見を出していただいて、整理をして、担当課に伝えるということですね。

どんなことを聞くか、ご意見をお気づきになったところから出していただきたいと思いますけれども、いかがでしょう。

【委員】

いずれにしても、第3部会と第1部会とともにここのところを選択しているんですよね。

【部会長】

そうでしたね。

【委員】

第1部会のほうがどちらかというと施設とか体制等ハード、そして我々のほうがいわゆるソフトというか、実効ある活動ができているかどうかという点から評価していくということなりました。

この本編のほうの158ページ、159ページの「評価」の 、 で内部評価が行われているわけですけれども、いわゆる我々の視点である実際のこの防災に対しての活動がどう行われるかという点から見ると、こういうふうに評価できるだけの材料があるのかどうかがちょっとわからないんですよね。予算とかそういうものが執行されたとか、サポーターができたとかいうことはわかるんですけれども、実際にそれが機能したのかどうかというあたりは、この表現は「区民ニーズに充分に答えることが可能となりました」というふうに結んでいるように、実際に確かめられていないような感じもするわけです。

事業のほうで見ると、別冊の188ページ、189ページの「防災ボランティアの育成」のところで、189ページにはその評価があるわけですけれども、これでもその「実施の成果」とか「妥当性」というようなところが2になっているというようなことからしても、やはり活動が

どう行われているかというあたりについてはあまり進んでいないのではないかというような感じがして、これだけの評価が得られるのか。逆に言えば、最近のようにいろいろ防災面の必要性が問われているときに十分なのかどうかということが、この内部評価から見ると心配です。

私は、自分の住んでいるところの特別出張所に行って、「どうなんだ」とこう聞いたわけですね。そうすると、こういうところには載っていないような活動がいろいろ現場では行われていて、ある程度のことは相当行われているような心証を受けて帰ってきました。

どうもそこらあたりがこの評価制度と現場の状況というようなものとの間で、特に我々が評価するソフトという面から見ると、我々としては意見を言うべき部分があるんじゃないかというような気もするんです。

それは評価制度そのものの、あり方の問題であるかもしれないとは思いますが。

【部会長】

防災というと総合的な取り組みで、経常事業化するとここに出てこないということですね。 だからよく防災というと、要援護者への対応が十分なのかとよく話題になりますけれども、それは、防災の全体像との関係でもう経常化している、あるいは福祉のところに入っている。

【委員】

だから、経常化されているものも含めてとらえないと、何かだめなような感じもします。この評価制度自体が非常に難しいですけれども。

【部会長】

防災についてごくかいつまんで、区の取り組みの全体像を示してもらわないと、果たしてこれで大丈夫なのかということですね。。

【委員】

経常的な活動も含めてですね。

【部会長】

その全体像の関係と、もう1つ、事業評価編の195ページにあります「災害用トイレがほぼ計画どおりに整備されました、所期の目的を達成しました」というふうになっているんですけれども、災害用トイレは、私は自分ではあまりよく知らないんだけれども、よく問題になる点なんですね。ただ単に数がそろえばいいのか、本当に災害時に使えるのかというとよく話題になるんですけれども、その点がどうなのか。つまり、数がそろえばいいというふうな評価の仕方を、目的の設定の仕方からそうなっているんでしょうけれども、大丈夫なのかと、そこがちょっと気になります。

【委員】

これは、昨年もちょっと出たと思うんですね。

【部会長】

昨年度も出ましたね。

【委員】

下水道直結のトイレで、実際に機能するのかということが出ました。

【委員】

下水道が詰まってしまうんですよね。

【委員】

- 詰まってしまいますね。設置してあっても、使えないのではしようがないということですね。 【部会長】

今、一例に出たのは、1つはここに書かれていないこと、あるいは書かれていることでも、別な観点から気になるのですけれども、他のところでちゃんとやられているのかということですね。多分非常に狭い意味の評価とすると、ここに目的が書いてあって、実際行われたことが書いてある。それで、2つを照合して達成されているかというのが最も狭い意味の評価でしょうね。けれども、我々としてはもうちょっと広く、納得いくまでかかわりたいということだと思います。

【委員】

事業評価の195ページのところに、防災区民組織がでてきますよね。

この左側のページにあるような事業を通じてこう言い切っているわけだけれども、私はこの左側のような事業だけで、こういう右側のページのような言い切りができるのかどうかと思います。

【委員】

それと、防災サポーターのところがまた別枠であるんですよね。

【委員】

それから、商店会との関係というのは、地域の防災区民組織というところが作られていると思うんだけれども、これに基づいての評価ということになると材料があまりにも少ないんですよね。だから、それを現地に行って踏み込んで評価するのか、どういうふうに評価するのかということもありますね。

【委員】

トイレのことでは、数を作ればそれでもういいというのか。確かに神戸等の震災でトイレに 苦労したということですが、ただそれを持ってきて、新宿区の避難所もトイレを作ろうという、 短絡的な発想があるじゃないですか。

また、防災サポーターを作って、これを危機管理課でやっているんだけれども、その人たちは、地域防災協議会というのが地域で年に1回か2回あるわけですが、そのときに顔を出すだけなんですよ。普段の顔が見えない人を採用して防災サポーターやっています、といっても、会議のときしか会わないんですよね。

それが、例えば今10カ所特別出張所があって、60名というと、1カ所に6名ですよね。そうすると、3万人からの住人がいるのに、6名ぐらいで顔なんか見えないのが事実じゃないかと思います。多ければいいというものでもないんだけれども、もう少し人数をね。うんと料金払ってでもいいから、こう邁進するというか、そういうことのできる体制にしないと、本当に地域単位で作らないと機能しないなと思ってしまう。また、区は、「防災サポーターに防災士の資格を取らせました」と言っていますが、それが日常的に機能するようになるかどうかですね。

予算があることだからあまり言えないのですが、もっとやるのであれば徹底的に大事にして、働かせるような形にしないとだめですね。

【部会長】

少なくとも、各特別出張所の地域に、例えば、必ず1人はいて、日常的にその人中心に防災の仕組みが回っているとか、そういう話なら防災士資格取得者13名というのは分かるのだけれども、単に13名ですと言われてもどのぐらいすごいことなのか分からないということですね。

【委員】

そういうことではないからね。

【委員】

ないですね。

【部会長】

もう防災というのは、本当に地域単位で考えないと機能しないというのは阪神淡路の経験でもあると思います。この13名という数字だけで評価するのではなくて、各地区ごとに必ず1名いて、かつその人が顔の見える関係の中で、その人中心に地区の防災体制が回っているとか、そこまで考えないと何とも言えないという感じがします。

【委員】

そうすると、地区には、今度は消防団という防災専門の人たちがいます。そういう人たちは 消火活動が第一なので、そこまでを行う、弱者介護だとか救出とかというのは実務に入ってい ないので、今度は町会に委託されるわけですね。だから、全部を取りまとめてどうのこうのと いうことはないんですね。

【委員】

そうですね。消防団もいるし、それとの関連も全然見えないですね。

【委員】

見えないですね。

【部会長】

そうですね。だから、防災士の数だけじゃなくて、地域における役割とか、消防団との連携とか、そんなことも評価しなければ評価できないんじゃないかという疑問を持つのですが、その点はいかがであろうかということの説明を求める。

【委員】

それでおもしろいのは、消防署には消防ボランティアがいるのですね。

【委員】

何か縄張り争いみたいで、同じ目的なら役所同士横に連絡をとればいいじゃないかと思いませんか。

【部会長】

消防団は消防法上の組織でいるいろ縛りがあるのかもしれないですね。

【委員】

縛りがなくてもいいから、顔を見せるような連絡協議会というのをつくって、それは任務が

違うんだろうから、でもお互いがその任務をわかり合えるような状況をつくっていかないといけないですね。

【委員】

今度は民生委員が入ってきますからね。

【委員】

はい。個人情報のそういう情報を出して入ってきます。

【委員】

その組織がいくつもあるというのでは、やっぱり連携して何かしないと、そのときにばらばらでは何の意味もない。

【部会長】

今の施策23については、防災サポーターの数だけで評価するのは不十分ではないかということを疑問として我々は持っているので、ヒアリングのときはご説明いただきたいということでいこうと思います。

【委員】

もう少し深めて、本編159ページの「評価」の 、 の表現ですね。どういう事実に基づいてこういうことが言えているのか。それは別冊事業評価編、195ページの「改革方針」ではまさに「経常事業の中で、引き続き取組んでいきます。」と説明されているように、そちらとの関係も含めて評価されているわけですから、そこのところを含めて説明していただきたい、ということです。

【委員】

この費用対効果から見て十分かと言われてしまうと、我々は入り込めないですね。「そんなこと言ったってこれだけの予算しかないから、これだけやればいいではないですか」と言われてしまうと。

【委員】

命にかかわることだから、費用対効果という話ではないのではないかと思います。

【部会長】

この書き方を見ると、行政が直営しているわけではなくて、住民の自発的な活動に依拠しているから、費用対効果から見て安いというのは、ほかの施策からと比べているわけでしょう。でも、区役所にはほかのもっときちんと直営でやらなければならないこともあるわけですよね。それと比べれば費用対効果がいいと言うけれども、それはこの防災という課題の性格から見ると違うと思いますね。

【委員】

そういうことではないのではないかということですか。

【郭会長】

そういう話でもないのではないか、ちょっと大ざっぱすぎるのではないかと思います。

【委員】

第3部会では、そういうことがあるから第3部会であえてハードではない部分を取り上げた

ので、そこのところがないと第3部会としては正当な評価ができない。ちょっと厳しく言えば これこそ、これを取り上げた視点ではないかと思います。

【部会長】

あとは、この施策23に関していかがでしょうか。

【委員】

例えば、商店街のところになりますよね、実際に被災が起きたときに商店街とのかかわりというか、物資をどういうふうに協力するのかとかという、やっぱり商店街としては常に物資を持っているわけだから、どういうふうにどこでかかわらせていくかですね。

【委員】

1年に1回ぐらい会議に出て、防災サポーターですなんて言われても、どこの人みたいな感じになる。それでいいのかという話になってしまいますよね。緊急時にどういうふうに連携するのかというところがないと意味がないなという感じなんだけれども。まちにとっても商店街にとっても防災サポーターの連携がどこにもないんですよね。

【部会長】

今のは多分、防災の全体像をちょっと説明していただきたいという、経常化しているものも含めてですね。もう生活全体が災害時にはおかしくなりますので、それにどう対応するかという全体像をまずご説明いただいた上で、さっきの防災サポーターの数とかそういった問題と、それから費用対効果とか目標の達成度の裏づけとなるデータの評価の仕方というか、このあたりをヒアリング時には十分ご説明いただきたいというふうに担当課にはお伝えいただきたいと思います。

次に、施策番号29「清潔で美しいまちづくり」。これは本編でいうと170ページですか。

これをざっとご覧になって、さっきの調子で担当課に伝えるべきことを出していただきたいと思います。

【委員】

これは大きく分けると、去年やや重きを置いた路上禁煙とかと、もう1つ、景観法に基づくくだりの部分と2つあって、去年何かその景観法のほうはあまりコメントしなかったような気がするんです。

【部会長】

それは確か東京都の作業が遅れていたからでしたね。今年はいいわけです。

【委員】

そうなので、2つに分けて、ちょっと話したいと思います。

まずまちをきれいにするというほうですね。それのほうは、いわゆる歌舞伎町とか特定の 地域で予算をつけて、重点的に実施をするということについての評価はここでなされていると おり、ある程度費用対効果から見てもそれなりに実績を積んできているということについては わかりました。

そういう地域以外のところは、これは別に特に予算をつけてということではないのかもしれませんけれども、その次の新たな景観、まちづくりの推進と絡んでくるのかもしれませんけ

れども、その地域の清掃をみんなでしようじゃないかというようなことについては、私が見る限りはそれなりに進んでいると思いますけれども、ここではあまりそういうことについては評価していない。

ただ単にそのポイ捨ての問題と景観計画の話だけになっている。大事なことはやっぱり防犯とかそういうことからしても、みんながまちへ出て掃除するということ等を含めて、こういう目的の中で住民が活動するような新宿区になるということだと思います。また、価値があるというふうに思っています。

その辺のところに、若干課題の設定と実行の中にずれがあるような感じがします。この環境清掃部とか都市計画部という部の仕事からすればこういう評価になるのかもしれないとは思いますけれども。

【部会長】

こういうのは、行政が主としてやるべきことと区民がやるべきことというのを考えると、やっぱり「清潔で美しいまち」といったときに、それを行政は何をして区民は何をするかというような両面からの目標の設定と評価のやり方等が必要で、そういう視点がないのではないかというのは言っていいことではなかろうかと思います。ただ、その点どう考えられているのかというのを担当課にご説明をいただきたいですね。

【委員】

これは住民の立場から見ると、路上喫煙禁止のPRとパトロールがあるのですが、例えば 商店街もそうだろうけれども、昔から清掃をしている商店の前とか、居住者の前はやっていま すね。ところが、今は商店の中にもマンションが建ってしまう。大規模なものならそのマンションの管理人が入っているところはやるんだけれども、いわゆる10世帯以下のアパートだとや る人がいないんですよね。今は大家族、大きな家でも玄関の前はやるけれど自分の家の周りは やらないですね。

だから、これはそこのまちに住んでいる人は清掃をしなくてはいけない新宿憲章みたいなものを作って、「自分が居住している範囲に関してはそれぞれがやろうよ」というところまで持っていかないと、パトロールをして「だめだ」と言ってあとは知らん顔というのでは、そっちのほうにつながっていかないのではないかと思いますね。

【委員】

朝は、掃除すれば通学の子どもに声かけることもできるわけだしね。それから、社員が朝早く出て会社の周りを掃除している会社もあって、なかなかいいことだと思うんですよね。防犯にもなると思うので、防犯パトロールというふうに麗々しく言う以外にも、そういうまちを活性化する上でも掃除というのは結構有効ではないかと思います。声をかけ合ってね。

【委員】

掃除は何で有効かというと、多分3日に1度ぐらいやらないと汚れてしまうんですね。

それで、交通安全運動はよく大会社でも横断歩道に立ってやりますが、あれをやるのは春と秋で1週間ぐらいだからやるんだけれども、もし同じように行政が意欲を持って、新宿区内にある会社も何も、自分の周りは掃除しましょうよということをやると、言っちゃえば春と秋

だけでは済まなくなりますね。

地域によっては毎月1回やっているところもあるんですけれども、新宿区全体で、「自分が道路に面しているところは掃除しましょう」ぐらいの呼びかけぐらいはこれからやっていかないと、まちが汚くなる。

【委員】

区には、表彰があるんですが、その表彰のときに必ず出るのが清掃なんですね。何年間清掃をしていたんだというのは昔から表彰されていまして、そういういい制度も区にはあるんですよ。

だから、やっぱりその制度をもうちょっと広げて、PRして、企業でも広告になるわけですから、イメージアップになるよというような、プラスになるものを立ち上げないとですね。 もともとそういう制度があるわけだから。

【部会長】

今の点は、やっぱりさっきの協働の視点というか。

【委員】

同じなんです。みんなできれいにという視点です。

【部会長】

みんなできれいにしようという視点が目標設定とか評価とかにも現れていないとおかしいで はないかと思うんですけれども、そういう点はどうなのかですね。

【委員】

おかしいというよりも意欲がなくなるとかね。

【委員】

別冊事業評価編の253ページの最後の「改革方針」のところで「地元商店会、団体及びボランティアとの協働による清掃活動が定着してきています」と、言っていますけれども、その実態の全体像を把握して、まだまだそこのところについては「もっと強力にやるべきではないか」という感じですね。

【部会長】

委員にしたら、ごみゼロデーの参加ばかりやっても、3日に一度やらなければだめじゃないかということですね。

【委員】

3日に一度とは言わないけれど。例えば啓発活動しても、最初のころはPDCAというのを やりましたが、今はポスターを作って配って啓発活動をしたよで終わってしまう。啓発活動を した結果どうなったかというものの追跡がないんですよね。啓発した結果がこのまちはこうい うふうに変わりました、だからこんなになりましたというのはいつもないですね。

【部会長】

今の前の施策からの疑問をずっと持っていると、やっぱり行政のほうは評価ということで始まったばかりなので、どうしてもわかりやすい数字を出そうとしていると思うんですけれども、 実際にはわかりやすい数字そのものが、ごみゼロデーの参加者、参加団体数とか、そんなのが 実質がないわけではないけれども、ちょっと評価ということでなるべく数字を出したいという ことがやや単純化された評価に結びついているのではないかということが言えると思います。

この施策につきましては、今もみんなできれいにという視点を目標設定と評価にもうちょっと取り入れるべきではないかと考えるが、それについての担当課のお考えをご説明いただきたいということと、さっき景観のことが出ましたので、景観行政について簡単に情報提供いただきたいと思います。

今年度になるという、「景観行政団体」というのは、要するに新宿区が景観行政をしますよ という、その景観行政主体に新宿区がなるという意味です。「景観行政団体」というのは法律 上の言葉ですね。

【委員】

その「景観行政団体」になると、区の条例をつくってある程度そういう何か優先できるという、何かあるんですね。

【委員】

よく何をやっても、頑張っても、都の言うことを聞かなくてはいけない、国の言うこと聞かなくてはいけないという縛りが「景観行政団体」として認定されるとはずれて、新宿区独自の何かをつくっても機能する、それが一番違うところです。

【委員】

それで、そういうふうになったときに放置自転車は、どこの担当なんですか。景観にもひど いものですけれども。

【委員】

自転車も条例だと思うんですね。あれには法律はないのですよね。

【委員】

そして、すごくもったいないのは、たばこのポイ捨てを見回っている人と自転車を見回っている人が毎日いるわけですよ。今度お願いしたいのは、「景観行政団体」になったのであれば、同じ方に両方をやっていただければと思うんです。放置自転車やたばこのポイ捨てというのは最たる景観の妨害ですからね。

【委員】

自転車というのは、新宿区は何カ所か駐輪場をつくりましたよね。その周りだけではない のですか。

【委員】

でも、どこの自転車もきれいに全部並べているんですよ、どこでもおかしなところは。それで、そういう人とたばこのポイ捨ての人は全然別らしいですね。だから、そこのところは同じ人がこっちから注意するとかあってもいいのでははないですか。

【部会長】

文句言われたときにどう対応するかということのノウハウが違っていて、それなりに研修を受けることになっているのではないでしょうか。いや、たばこのポイ捨てを注意するのは怖いと思いますよ。あなただめでしょうと言ったときに、何かすごまれたりすると怖いですから。

【委員】

怖いですね、あれも。

【部会長】

それなりに危機管理対応がそれぞれにあるのではないかと思います。

【委員】

その景観については、別冊の254ページに事業評価があるんですけれども、ここでの評価で、今話が出ているように、区がその条例で機能するような形に持っていける状況が生じてきたということについては非常に評価できます。一方、区がそういうふうに評価できるようになるには、ここで言っている区民会議や地区協議会等における議論というものが、相当その地域の住民の意向として練り上げられてこないと、実際問題として機能しないのですね。ここのところにさらに重点を置いてやっていくようにすべきだと思いますね。

【部会長】

では、景観行政についても我々として、新しい仕組みなので知っておく必要がありますから、 まだやっていませんよと言わず、説明をいただきたいと思います。

次の施策32にいってもいいですか。「商店街の活性化」という施策ですけれども、これは本編176ページです。

これについては今と同じ要領でご意見をお願いします。

【委員】

これ去年もちょっと出ていましたけれども、サービスするのは商店街であって、満足度は消費者のほうですよね。消費者の視点側からの評価がないので、だからそれをどういうふうにしていくかですね。

【部会長】

最終消費者の満足度という観点をどう考えているのかということですね。

【委員】

だから、とりあえずはここで言っている補助事業というものに軸足を置いて、それを評価するとした場合にその事業の実効性について、その地元の買い物に来る人たちはそれをどのように受けとめているかというあたりについてですね。

【委員】

アンケートがね。補助金出したところだけのアンケートをとっているだけで。では、買う側 の満足度はどこにあるのかが、本来の目的はそっちですね。

【委員】

そうです。逆に言えばだから活性化しないんです。

【部会長】

商店の満足度じゃなくて消費者の満足度を加味した施策を出しているのかどうか。

【委員】

どこかで視点を求めているのか。

【委員】

満足というか、消費者のアイデアとかそういうのであって、やはりニーズをつかまないと だめですね。

【委員】

去年もそれを言っていますからね、今年の区の回答では、別冊の263ページのところにあるように、「行政の関与」ではむしろそれは「商店会自らが社会の動向をつかみ、変化に応じた事業を柔軟に行うためには、区の支援は必要である」というふうに言っているんですよ。そういう言い方でさらっとかわされちゃっているわけです。

【部会長】

ただ、従来の商店街振興策とかその他のもろもろの補助金というのは、商店会が受け皿になっているものが多かったですね。最近ちょっと変わってきたなと私は思っているんですけれども。その従来型の商店会が必ず受け皿になるような支援の仕組みというのが染みついているからそういう話になるんじゃないですか。まず商店会が変わりなさいということですね。

【委員】

サービスの担い手のところで評価を、評価というよりほとんど提言みたいなことになるかもしれませんが。商店街のことは商店街に任せるというんではないやり方を少し考えなければいけない。

【委員】

そうですよね。だから、魅力ある商店街づくりって、逆に何でそうするかというふうになると、区民のためにという目線が最後にないと。

【委員】

そうです。

【委員】

消費者であろうと何であろうと区民なんですよと。区民のためのことを考えるから使いやすい、いい商店街になってもらいたい。そこのところがないので、商店街だけにいくらかお金出してしまえば、やることはやったということになる。区民のことを考えたら、区民のためにやる「商店街の活性化」なのに、最終目的のチェックをしておかないとうまくないではないかということですね。

【委員】

そこのところはさらっと別冊の263ページの下から3行目のところに、経常事業のほうに引き継いで、経常事業のほうでそれをしっかりやる、そういうことはやりますよと、書かれているんですね。だから、そうすると、こういうふうに答え出しちゃうと内部評価に対して我々外部評価から何が言えるのかというか、何を言えばいいのかということがあります。

【委員】

だから、やっぱり使う側も含めた、区民のために全部やっていることなので、商店街のためにお金を出しているのではないと。区民にとっていい商店街という目線があるとしたら、何でそれぞれが独立してやっている商店のためにお金を出すのかという世界までいかないといけないですね。

【委員】

それは区としては、もう自分たちの限度を超えているから、区としての支援の必要はこういうふうにさらっと言われてしまっているわけですよ。だから、問題点じゃないですけれども、 ちょっと我々の気持ちとこうずれが生じている。

【委員】

ずれていますね。そうです。

【委員】

そうです。「こだわり大賞」というのがあって、年に数回会議が開かれます。こういう会議の中で、もうちょっと区の主導で、消費者と商店街とが活性化するような話し合いをしましょうというのを徹底してもらうと、活性化するのではないでしょうか。

【委員】

委員が言われたようなことが、その次の施策33の「魅力ある買物空間づくり」のところで、やっぱり同じように議論されているわけですよ。それで、別冊の267ページのところで、「事業を実施した商店会からは95%以上期待どおりの効果があったという回答をいただいています」ということで、「B」の評価になっているわけですよ。

【部会長】

今の施策32の「商店街の活性化」ですけれども、やっぱりもう1回ちょっと今のところを、議論してみて、あくまでもこの商店街対行政というところに閉じこもるスタンスにどの程度固執されるか、議論を試みてみてはどうかと思いますが。もう1つ私のほうからですが、これは昨年も出したかと思いますけれども、新宿区の中に商店街が幾つかあって、その間のばらつきはないのかというのがちょっと気になるんですけれども。

【委員】

随分ありますよ。

【部会長】

そこを評価する手法のようなもの、あるいは必要性のようなものはどうお考えかというのをちょっと聞いてみたいです。高齢化してくると行動範囲が狭まるので、よく200メートルとか300メートルとか言われますけれども、行動範囲の中に買い物の場がちゃんとあるかどうかというのはよく言われますけれども、そういう視点で考えないのかということはちょっと気になっています。あるいは新宿区の場合は人口密度が高いからいいのかどうか。

【季昌】

「魅力ある買物空間づくり」が、何で区は必要なんだというところが抜けているんじゃないですか。いい商店街を何で区民のためにというと、住民が安心・安全してとなり、その一番遠くにはいつでも住民のためというのがあるべきなのに。

【部会長】

最後の施策は「消費者の自立支援」ですが。

【委員】

ここで、だから行政の目的は何でもいい、別に商店街なんかなくたっていいじゃないかとい

うような論評言ってしまったらそれで終わりですよね。何で商店街が必要なんだというときに、 一番大事な根本がやる側にないと、いつまでたっても同じだよね。

【委員】

それでシャッター通りになっちゃってね。シャッター通りは増えていますから。

【委員】

だから、駅前の商店街で、例えば四谷、新宿、あとはほかに90ぐらいの商店街があるわけで、 そういったところのほうがむしろ問題ですね。

【委員】

神楽坂がああいう感じになったのは、大学が近くにあって、やっぱりそういうところ等を軸にしたNPOの人の活動とかそういうものがあって、音頭取りがあったわけですよね。その音頭取りがないとなかなかうまくいかない。だから、榎町特別出張所の管内でも、早稲田大学に近いところは早稲田大学の学生なり、それから地区協議会で東大の学生を入れてやったり、何かそういう工夫をすれば結構うまくいくかもしれないですけれども。

この事業の262ページの頭の目的のところに、「商店街を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、商店会が自主的に取り組む調査・研究等の事業に対して、その経費の一部を助成し、商店街の活性化や自立化の支援を図ります」と、こうなっていますよね。

ですから、自主的に取り組むように地区協議会などが音頭を取って、きちんとやっぱり活性 化していくなり、あるいは特別出張所が行政として日ごろの活動の中でそういうものを導いて いく中から、その事業としては補助事業で支援していくと。この辺のところの前段の部分が十 分でないと機能してこないんですよね。

【委員】

本当にシャッターが下りている商店があったらそこに入りたいベンチャー企業の人がいるんですよね。それが何かそういう手立てがなくて全部断られていますよね。だから、やっぱり区が、そういうシャッターのところを開けるような予算の使い方を考えることが必要ですね。

【部会長】

今はもう施策33に議論が進んでいますので。

【委員】

関連しているんですよね、それは。

【部会長】

そちらも一緒にどうぞ。本編の178、9ページと、あと事業評価編では 264、265ページ、次の266、267ページもそうですね。こちらもどうぞご一緒に議論してください。

【委員】

今度「景観行政団体」になったけれども、やっぱりシャッターなんていうのも景観に入って くるんですかね。

【委員】

ならないですか。

【部会長】

いやいや、例えば横浜なんかでおりたシャッターにペインティング、楽しい絵をかくというような取り組みをやっていまして、これは景観行政の対象になるのかな。

【委員】

防犯・防災に関しても。

【委員】

防犯・防災のね、本当に。それで、買い物ができなくて困っている地域がありますからね。

【部会長】

そっちの視点でとらえるのは載ってないのでしょうね。新宿区の行政施策の決定の中に。

【委員】

消費者のものを、そういうのがないからね。そういう視点がないから。

【委員】

だから、行政は地区協議会に相談してというけれども、地区協議会というのは、まだ地域内ではそんなに認知されていないし、まだ、そんなに力もないので、あまり地区協議会とこの中でやっていっちゃうと、果たして本当に機能するんだろうかと思います。

【委員】

商店街活性化というものがどういう意味かというのは新しい意味づけをする必要があります。 例えば防犯とか防災に関して、商店街の役割はこうなんだから、これをしっかりするためには こうしなくちゃいけない、とかですね。

【委員】

そうなんですよね。だから、近くの商店街へ行ったほうがいざとなったら安全ですよというような、そういうPRも区としては逆にやることがやっぱり活性化、魅力ある商店街につながっていくんだろうと。近所の商店街に行ったほうがいいじゃないですかというPRもすると、魅力ある商店街づくりになってくるんじゃないですか。

【部会長】

今、ガソリンが高いものだから、だんだん郊外には行かなくなりつつあるようですけれども。 施策33「魅力ある買物空間づくり」について固有の何かありますか。今、一連ものも混ざって議論していると思いますけれども。施策32と33は担当課が同じなら、今議論になったようなことをまとめてざっと渡せばいいんですけれども、違うんだったら違うように伝えないと。

【委員】

どちらも地域文化部産業振興課じゃないですか。

【部会長】

同じですか。では、ともかく担当課が同じだから施策32と33はまとめて議論をしていただい ていいということです。

それと、高齢化した社会において買い物の機会を十分保障することを考えると、半径200メートルぐらいの円を書いて、そこの商店会をきちんと維持するとか、何かそういう発想が必要で、他方でそうなった場合に地区協議会がというふうに言うばかりでもいけない。確かに地区協議会の地域への浸透度合いというのはまだ十分ではないということを知りましたので、それ

はそのとおりだなと思います。

では、出尽くした感じがありますので、思い出したら後で戻ってもらうことにしていただいて、施策34「消費者の自立支援」と、これについての議論をいただきたいと思います。

これは別冊事業評価編では268から269ページにかけてです。

【委員】

これもさっきと同じようなことになってしまうんですけれども、268ページ、269ページのところに書かれていることで、事業としては「出前講座とか副読本の作成というものを通じて必要な講師を派遣してこういう教育支援をします」と、こうなっています。けれども、今求められている「消費者の自立支援」というものについてもう少し深めて考えてみると、日ごろのこの消費生活センターでやられているようなこともあるわけですし、ここに書かれているような事業だけをもって消費者の自立支援のことをやっていますよというふうに評価するには、ちょっとあまりにも何というんですかね。

【部会長】

今おっしゃったのは、経常化している部分がですね。

【委員】

ええ、大きくて。委員は、その経常化している部分についての支援が不足していると、か ねがね強調されていますけれども。

【委員】

いや、不足しているのではなくて、消費者団体がここのセンターでやっていることについて、 この内部評価には何も出てこないわけなんです。

消費者団体がここのセンターで、ボランティアとそれから区との協働で、昭和57年からやっているわけですね。ここが建ったのは平成5年なんですけれども、それからもずっとやっているわけなんですね。

消費者団体は支援の対象であって、その支援の対象が協働したり、それからボランティアでやっていたり、こういうようなことをやっているという評価の項目がないという。やったことに対して、要は評価がないのはおかしいではないでしょうかという問題なんですね。

【部会長】

評価する、外部評価の意味としてはやっぱり全体像がわからないと、経常化しているものが どのようなので、ここで評価対象になっているのがその中のどこなのかというのが、わからな いということですかね。

その手の、協働の取り組みを行政評価としてどう扱ったらよいかというのは1つの評価の手法なんですね。これも全体の委員会でも取り上げてですね。

【委員】

ああ、その項目もつくるということですね。

【委員】

ええ、評価基準に基づき、評価と理由というところにその協働というものを必ず入れておけば、統一性ができますね。

【委員】

「新宿区の消費者行政」という冊子があって、そこに新宿区の消費者行政全体像が載っているんですけれども、事業の対象になっている出前講座とか、そういう以外に経常的なもの、あるいは協働的な活動でたくさん立派なことをやっておられるようです。

こちらの目次を見ていると、確かに消費者講座もありますけれども、それ以外にこれだけのことを行政活動としてもやり、または支援をされているわけですから、そうするとこの目次にあるようなこれだけ多くの項目を評価の対象にしないと、本当の意味での消費者に対する自立支援ということにはならないのではないかと、そういうことですね。

【部会長】

「消費者の自立支援」という施策で問題にされたいことはありますか。かなりやっぱり評価 の基本視点みたいなものが主題にもなっていますね。

今、担当課に伝えていただく、当日質問したい点を中心に整理しているので、当日またい ろいろ言っていただいて構わないと思いますが、大体いいですか、今出たような項目で。事務 局が整理して、担当課にお伝えいただけると思います。

協働ということについて、横浜市で「協働推進の基本指針」というのを、協働を担当している監督本部、事業本部だったか局レベルのところが出して、やっぱり全局ともそれを受けとめたんですね。都市計画みたいな局が、これがこれからのバイブルですって言っていたので、すごいなと思いました。だから、どこでも協働ということは、やろうと思えば課題にし得るところなので、協働は本質的にできないような課はないと思うんですね。だから、評価においても何らかの手法で組み入れないとおかしくなってしまうと思いますね。

【委員】

はい、活動ができるし、皆さん喜ぶし、予算も少なくて済むし。

【部会長】

それから、みんなが問題を意識するようになるというのはいいことではないかなと思います。 特に福祉の分野などではそういうものが大きいと思います。

【委員】

商店街に入っていない商店というのをどういうふうに考えるかという目線がないと、ある程 度商店街ができ上がっているところだけではないですか。

【部会長】

それは、商店街の列の中にはないという、商店会の会員ではないということですか。

【委員】

いえ、組織立ってない商店街ってあるじゃないですか。

【委員】

会に入らないという商店がありますよね。

【部会長】

商店会の加入率はどのぐらいなんですか。

【委員】

新宿区は意外にいいんですよね。ただ、チェーン店とかは入らない場合がある。

【委員】

ええ、そうですね。チェーン店とかは入らないですね。

【委員】

それに入っていないところで、消費者に魅力があるところがいっぱいあるんですよ。それで、そういう人に聞くと、入ってもしようがないと。「商店会に何で入らないんですか」と聞いたら、「魅力がない」ということです。

【委員】

そうなんですよ。それで何がというと、商店自体が努力してないんですよね。商店街に入っていないで活性化している店というのは、店自体がいい店なんだろうと思います。売るものに自信持っていたり、安かったりとかね。結局はそこに行ってしまうんですよ。

【部会長】

そういうことへの取り組みは経常事業化しているのか、それとも民間組織だから行政は口出 しませんとやっているのかどうかですね。

【委員】

区からは、加盟するようにというようなことを言っていますね。

【部会長】

今日は、この後この消費生活センターを見学させていただきます。 それでは、会議はこれで終了いたします。

<閉会>